別表第四の次に次の一表を加える。

別表第四の二（第七条の二関係）

科目	時間数
人間の尊厳と自立	五
社会の理解Ⅰ	五
社会の理解Ⅱ	三〇
介護の基本Ⅰ	一〇
介護の基本Ⅱ	二〇
コミュニケーション技術	二〇
生活支援技術Ⅰ	二〇
生活支援技術Ⅱ	三〇
介護過程Ⅰ	二〇
介護過程Ⅱ	二五
介護過程Ⅲ	四五
発達と老化の理解Ⅰ	一〇
発達と老化の理解Ⅱ	二〇
認知症の理解Ⅰ	一〇
認知症の理解Ⅱ	二〇
障害の理解Ⅰ	一〇
障害の理解Ⅱ	二〇
こころとからだのしくみⅠ	二〇
こころとからだのしくみⅡ	六〇
医療的ケア	五〇
合計	四五〇

備考　一　介護過程Ⅲについては、面接授業により行うものとする。

二　医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。

三　前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

四　第二号学校における教育の内容に相当するものと認められる研修であってあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。

別表第五科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」に改め、同表単位数欄中「九」を「十」に、「五二」を「五三」に改め、同表備考を次のように改める。

備考　一　各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。

二　医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三　前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新規則」という。）第八条又は附則第二条に定める基準による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第四十条第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）第四条の規定による改正後の法附則第二条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

3　法第四十条第二項第二号の指定を受けた学校の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十一条第三号に掲げる者に係る場合に限る。）における新規則第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。

○文部科学省
厚生労働省令第五号

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号ホ(5)中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十五号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の五条を加える。

（特定適用事業所の該当の届出）

第二十三条の二　初めて公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「年金機能強化法」という。）附則第四十六条第一項に規定する特定適用事業所（第二号及び次条第一項第二号において「特定適用事業所」という。）となった適用事業所の事業主（事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、